

《佐賀中部広域連合》

令和6年度介護報酬改定に伴う運動型通所サービス費の単位数表(令和6年4月1日～同5月31日)

※水色欄は新規、赤字は変更等、灰色欄は廃止もしくは期間中の算定なし。

R6. 3. 28現在(R6. 4. 1施行予定)

4 運動型通所サービス費		<現行>	<改定後>
《基本報酬》			
イ 運動型通所サービス費	(1) 事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で5回を限度として算定する。	298単位	338単位
	(2) 要支援2 1回につき・1月の中で全部で10回を限度として算定する。	307単位	347単位
《減算》			
注 高齢者虐待防止措置未実施減算	×99/100	—	-1/100
注 業務継続計画未策定減算	×99/100	—	-1/100
注 利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100	-30/100	-30/100
注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100	-30/100	-30/100
注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			
	1回あたりに統一 イ(1) 1月あたり	-376単位	—
	1回あたりに統一 イ(2) 1月あたり	-752単位	—
	1月あたりの回数を定める場合 1回あたり	—	-94単位
注 事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	* 同一建物減算と重複して適用しない。	—	-47単位
《加算》			
削除 運動器機能向上加算	* 基本報酬に包括化	225単位	—
ロ サービス提供体制強化加算(1月につき)			
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+88単位	+88単位
	② 要支援2 (1月につき)	+176単位	+176単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+48単位	+72単位
	② 要支援2 (1月につき)	+96単位	+144単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+24単位	+24単位
	② 要支援2 (1月につき)	+48単位	+48単位
ハ 介護職員処遇改善加算(1月につき) ※2			
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ロ)×59/1000	+59/1000	+59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ロ)×43/1000	+43/1000	+43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位数(イ～ロ)×23/1000	+23/1000	+23/1000
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)の90/100	+90/100	—
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)の80/100	+80/100	—
ニ 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき) ※2			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ロ)×12/1000	+12/1000	+12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ロ)×10/1000	+10/1000	+10/1000
ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき) ※2	+所定単位数(イ～ロ)×11/1000	+11/1000	+11/1000

※1 介護予防通所介護相当サービスとの併用不可

※2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(ハ～ホ)については、令和6年5月31日まで算定可能。(令和6年6月1日から、ハ～ホを統合し以下のとおり改定予定。)

ハ 介護職員処遇改善加算(1月につき)			
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ロ)×92/1000	—	+92/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ロ)×90/1000	—	+90/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位数(イ～ロ)×80/1000	—	+80/1000
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+所定単位数(イ～ロ)×64/1000	—	+64/1000
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+所定単位数(イ～ロ)×(1)～(14) ※2	—	+81/1000 ～33/1000

※2 (1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、(4) 74/1000、(5) 65/1000、(6) 63/1000、(7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、(10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、(13) 44/1000、(14) 33/1000